

企業による農業参入の方式に関する研究

—農業生産法人方式と農地リース方式の特質と課題—

R07058 土井智紗子

指導教員 池田将明

1 研究の背景と目的

日本農業が、自給率の低下、遊休耕作地の拡大、従事者の高齢化など、多くの問題を抱えている今、異業種企業の農業参入が、農業の活性化を図る大きな手だてと期待されている。そんな中、2009年12月、農地制度が新たに改正され、農地利用の制限が大幅に緩和された。しかしながら、企業の農業参入へのハードルは依然として高い。

そこで、本研究では企業が農業に参入する際に選択する農業生産法人方式と農地リース方式に着目し、それら課題をどのように解決していくべきかを考える。

2 農業生産の現状と規制緩和

2.1 日本農業の現状

1961年には78%あった日本の食料自給率は、現在40%まで低下し、主要先進国の中で最も低い水準になっている。また、日本の農地面積はピーク時（1961年）の609万haから459万ha（2010年）に減少しており、耕作放棄地はこの20年間（1990年～2010年）で、約2倍に拡大している。農業就業人口に関しても、260万人（2010年）と1990年から半減しており、農業従事者の平均年齢65.8歳と、農業従事者の高齢化も進んでいる。

2.2 農業に対する法規制

（1）法規制の推移

戦前の日本では、小作農または小自作農が農家の5割を占め、農地の45%が小作地であった。しかし終戦後の1945年12月、当時日本を占領統治していたGHQが日本政府に「農民解放指令」を示し、これを受けて、1947～1950年にかけて小作農に対する農地の売り渡しが行われ、その結果、日本の農地の9割が自作地となった。この農地改革の成果を法的に確定したのが、1952年に制定された農地法である。

農地法は「農地はその耕作者自らが所有すること（自作農主義）」という基本理念のもと、地主制の復活を阻止するため、農地の権利取得や利用に厳格な規制を設けた。この農地法は農地制度で最も重要な法律であり、その後、農業情勢の変化に対応して以下のように改正されてきた。（表1参照）

表1 農地法改正の推移（抜粋）

農地法制定（1952年）
耕作目的の農地の権利移動規制、農地転用規制、転用目的の権利移動規制、小作地の所有制限、耕作権の保護、小作料統制
農地法改正（1962年）
農地の権利取得の最高面積制限を緩和、農業生産法人制度・農地信託制度設立
農地法改正（1970年）
農地の権利移動規制の緩和、農業生産法人制度要件の緩和、農地取得上限規制の廃止、小作地の所有制限緩和、小作料の最高額統制の廃止、農地保有合理化事業の新設

（2）2009年農地法改正

2009年12月、農地のこれ以上減少を食い止め、食料の安定供給を図るために、農地法が新たに改正された。今回の改正では、これまでの自作農主義が、「農地の効率的な利用を促進する」との考え方に改められ、農地の貸借が原則自由化された。

2.3 農業活性化の政策

農業の活性化を狙って、農産物の輸出促進への取り組みや、減反政策（供給をコントロールすることによる間接的な米価維持の政策）の見直しなど、これまで様々な政策が提唱されてきた。

そんな中で、近年注目されているのが異業種企業の農業参入である。政府はこれまで農家保護などの観点から、企業の農業参入を厳しく規制してきたが、日本農業の将来が懸念されるようになった1990年以降は段階的に規制を緩和し、企業の農業参入を促すようになった。企業が農業へ参入する方法として、地元農民と農業生産法人を設立する農業生産法人方式と、農地を借りて参入する農地リース方式があるが、2009年の改正では、企業の農業参入を後押しすべく、両方式に対してさらなる規制緩和を打ち出された。

3 農業生産法人方式

農地法では、農地の権利を取得できる法人は、原則として農業生産法人に限られている。そのため、農業経営の協業を助長することを目的として、1962年の農地法改正により農業生産法人制度が創設された。

農業生産法人として農地の権利を取得するために

は、組織要件、事業要件、構成員要件、役員要件の4つの条件を満たさなければならない。(表2参照)

表2 農業生産法人要件

組織要件	株式会社、合資・合名会社、合同会社、農事組合法人
事業要件	主たる事業が農業又は農業関連事業
構成員要件	農業者や農業関係者の議決権が4分の3以上
役員要件	業務執行役員の過半数が常時農業に従事する者で、そのうちの過半数は、農作業に60日以上従事する。

また、農業関係者以外の者が議決権を行使することで、会社の支配権をもつことのないように、農業関係者以外の農業生産法人への出資は25%までに制限されている。(生産法人と連携することで、法人の農業経営の改善に寄与すると認定された者は50%未満)

農業生産法人数は年々増加し、2009年1月現在で11,064法人となっており、企業の参入実績としては生産法人の方がリース方式より相当多い。

しかしながら、実際に生産法人方式を採用している企業からは、25%未満という出資制限により、「経営権が持てず、本腰をいれにくい」という声も聞こえる。

4 農地リース方式

農地リース方式とは、農業経営基盤強化促進法に基づいて、企業が農地を借りて農業を行う方法である。2009年の改正によって、一定の条件下で農地を利用できる者の範囲を拡大するなど、農地の貸借規制が緩和された。(表3参照)

表3 農地の貸借規制緩和事項

	改正前	改正後
借受者	農作業常時従事者 農業生産法人	以外の個人、 以外の法人も追加
参入地域	遊休耕作地	地域制限なし
借用期間	20年	50年

株式会社等の農業参入は増加し、改正前は7年間で436件だった貸借方式による参入法人数は、改正後7カ月で144件伸びた。参入企業を見ると、企業参入の増加傾向は、業種の広がりを伴っていることが分かる。

リース方式採用企業からの課題としては、「契約更新のリスク」、「優良農地の確保が難しい」ことなどが挙げられている。(詳細は後述する)

5 課題の整理

5.1 出資規制の在り方

企業の農地所有を認めれば、不当に転売されたり農地をほったらかしにしたりしかねないとして、農業関係者以外の農業生産法人への出資には制限が設けられている。しかし、その裏で農家による農地転用が進

んでいる実態である。この現状から見ても、農業関係者以外にのみ出資制限をかけるのは間違っているのではないだろうか。したがって異業種の農業参入を促進するには、出資制限をなくし、農業に意欲的な企業に農地を受け渡すべきである。

5.2 優良農地の確保

戦後の農地改革により農地が細かく切り分けられたことで、小規模農家の畑や放棄地が点在し、集約した農地の確保が難しいという問題がある。企業が大規模な農地で効率的な農業ができるようにするためにも、農地を集約する政策を進めて、小規模点在農業から大規模集約農業へシフトする仕組みをつくっていく必要がある。

5.3 リース期間と契約更新

リース方式の課題に挙げる「契約更新のリスク」とは、契約期間満了後に契約更新がされるかどうかの見通しが立たず、長期的な設備投資が行えないというリスクである。解決策として、リース期間の下限を定めることも考えられるが、それでは農家が農地を貸すことをためらうことが懸念される。つまり、この課題を解決するためには、例えば放棄農地への課税強化など、農家が農地の貸出に積極的になるような政策を進める必要がある。

6 まとめ

農業関係者や農業関連事業者が法人化する際には農業生産法人方式が適しているが、農外企業や本格的に農業参入する企業にとっては、出資制限などの参入要件が少ないリース方式が適しているように感じられる。

しかしながら、両方式とも企業が参入するにはまだハードルが高い。農家を守るための政策ではなく、農業を活性化するための開かれた政策が必要である。

現在、日本の随所で優良で広大な農地が郊外型ショッピングモールなどに転用されている。また、農地は税制上優遇されているため、転用による利益が見込めない限り、農家は放棄地でさえ手放そうとしない。

したがって、意欲的な企業に農地を受け渡すためにも、農地の税制上の優遇や農地の転用等といった制度を廃止し、農家が自作農や農地の貸出に意欲的になるようにしていかなければならない。

[参考文献]

- 1) 渡邉愛「変革期を迎える農業ビジネス」大和総研新規産業レポート, 2010
- 2) 清水徹朗「日本の農地制度と農地政策」農林金融2007
- 3) 農林水産省「農地法等の一部を改正する法律」, 2009